## 様式3の記載方法

- ※「基本要件基準の基本的考え方」(別紙3)も併せて参照すること。
- ※ チェックリストの作成にあたっては、添付のテンプレートファイル(ワード版)を用いること。

[注意] 改正基準であっても、規定書式に整合させるために添付のテンプレートファイル (ワード版) を 用いて作成すること(「適用・不適用」欄、「適合の方法」欄及び「特定文書の確認」欄を記載)。

- \* 標準書式(特に指定がない限り以下の書式を用いる)
  - 組] 1段組、52字×50行

四第二号に基づく危険性・・・・。

- ・[フォント] 10pt 標準スタイル、日本語(全角)及び英数字(原則半角): MS 明朝 ・[余 白] 左右 15 mm、上下 20 mm (ヘッダ/フッタは端から 10 mm に設定)

#### 別紙2片 認証基準の場合は不要 承認基準の場合は不要 厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器(平成 17 年厚生労働省告示第 112 号)別表の XXX 基本要件適合性チェックリスト(○○○○○○○(等)基準) 基準名を記載 MS 明朝、12pt、太字 第一章 一般的要求事項 当対機器への 基本要件 適合の方法 特定文書の確認 適用·不適用 厚生労働省令第169号の記載例 (設計) 第1条 医療機器(専ら動物のために使用さ 適用 要求項目を包含する認知さ 医療機器及び体外診断用医薬 れた基準に適合することを れることが目的とされているものを除く。 品の製造管理及び品質管理の 示す。 以下同じ。) は、当該医療機器の意図された 基準に関する省令(平成16年 使用条件及び用途に従い、また、必要に応 厚生労働省令第169号) じ、技術知識及び経験を有し、並びに教育 及び訓練を受けた意図された使用者によっ て適正に使用された場合において、患者の TIS T 14971 の記載例 臨床状態及び安全を損なわないよう、使用 者及び第三者(医療機器の使用にあたって 認知された規格に従ってリ JIS· T· 14971: 「医療機器-リス 第三者の安全や健康に影響を及ぼす場合に スク管理が計画・実施されて クマネジメントの医療機器へ 限る。) の安全や健康を害すことがないよ いることを示す。 の適用し う、並びに使用の際に発生する危険性の程 度が、・・・・・・ 第一章:1行改行 (リスクマネジメント) 第2条 医療機器の設計及び製造に係る製造 適用 認知された規格に従ってリ JIS T 14971: 「医療機器-リス 販売業者又は製造業者(以下「製造販売業 クマネジメントの医療機器へ スク管理が計画・実施されて 者等」という。)は、最新の技術に立脚して いることを示す。 の適用し 医療機器の安全性を確保しなければならな い。危険性の低減が要求される場合、製造 販売業者等は各危害についての残存する危 険性が許容される範囲内にあると判断さ **h**..... 一 既知又は予見し得・・・・。 二 前号により評価された・・・。 三前号に基づく危険性の・・・・。

(医療機器の性能及び機能) 第3条 医療機器は、製造販売業者等の意図 する性能を発揮できなければならず、医療 機器としての機能を発揮できるよう設計、 製造及び包装されなければならない。	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。	医療機器及び体外診断用医薬 品の製造管理及び品質管理の 基準に関する省令 (平成 16 年 厚生労働省令第 169 号)
(製品の寿命) 第4条 製造販売業者等が設定した医療機器の製品の寿命の範囲内において当該医療機器が製造販売業者等の指示に従って、通常の使用条件下において発生しうる負荷を受け、かつ、製造販売業者等の指示に従って適切に保守された場合に、医療機器の特性及び性能は、患者又は使用者若しくは第三者の健康及び安全を脅かす有害な影響を与える程度に劣化等による悪影響を受けるものであってはならない。	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。 認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第169号)  JIS・T・14971:「医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用」
(輸送及び保管等) 第5条 医療機器は、製造販売業者等の指示 及び情報に従った条件の下で輸送及び保管 され、かつ意図された使用方法で使用され た場合において、その特性及び性能が低下 しないよう設計、製造及び包装されていな ければならない。	適用	要求項目を包含する認知された基準に適合することを示す。 認知された規格に従ってリスク管理が計画・実施されていることを示す。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第169号)  JIS・T・14971:「医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用」
(医療機器の有効性) 第6条 医療機器の意図された有効性は、起こりうる不具合を上回るものでなければならない。	_	第6条の記載例 リスク分析を行い、便益性を 検証する。 便益性を検証するために、認 知された規格の該当する項 目に適合することを示す。	JIS· T· 14971: 「医療機器―リス クマネジメントの医療機器へ の適用」 JIS· T· XXXXX: 2005「○○○」 3· △△試験 4. 1· □□試験

# 第二章 設計及び製造要求事項

(医療機器の化学的特性等)			
第7条 医療機器は、前章の要件を満たすほ			
か、使用材料の選定について、必要に応じ、			
次の各号に掲げる事項について注意が払わ			
れた上で、設計及び製造されていなければ	_		
ならない。		規格(JIS/ISO/IEC等)を記載する場	<b>易</b> 合
一	適用	認知された規格に適合する	JIS T XXXXX: 「OOOOO」
4111/CO 1/MILE	) (E) / (1)	ことを示す。	
	<u>!</u>		
		++>4(1) A > 7 ( 440 )	
	Ĺ	基準(省令、通知等)を記載する場合	<u> </u>
二 使用材料と生体組織、細胞、体液及	適用	認知された基準に適合する	○○○基準(薬食発第 XXX 号:
び検体との間の適合性		ことを示す。	平成XX年X月X日)
			\
		サ海(/P/A ) マかか) カッド日本のエー	
	اِ	基準(省令、通知等)及び規格の両	りを記載する場合 
三 硬度、摩耗及び疲労度等	適用	認知された基準・規格に適合	○○○基準(薬食発第 XXX 号:
		することを示す。	平成XX年X月X日)
			JIS· T· XXXXX: 「○○○○」
			1
	l	- 規格(JIS/IS0/IEC等)の特定項目の	ひみを記載する
		場合(発行年及び該当項目の箇条を	
		十	1. (9 Jac.)
2 医療機器は、その使用目的に応じ、当該	適用	認知された規格の該当する	JIS· Z· XXXXX:2005 「○○○」
医療機器の輸送、保管及び使用に携わる者		項目に適合することを示す。	3. △△試験
及び患者に対して汚染物質及び残留物質			4.1 □□試験
(以下 「汚染物質等」 という。) が及ぼす危		1	
険性を最小限に抑えるように設計、製造及			
び包装されていなければならず、また、汚			
染物質等に接触する生体組織、接触時間及			
び接触頻度について注意が払われていなけ			/ISO/IEC 等)の両方の特定項
ればならない。		目を記載する場合(発行年及び該当	
3 医療機器は、通常の使用手順の中で当該	適用		○○○基準(平成 XX 年厚生労
医療機器と同時に使用される各種材料、物		する項目に適合することを	働省告示第 XX 号)
質又はガスと安全に併用できるよう設計及		示す。	a) □□試験
び製造されていなければならず、また、医			
療機器の用途が医薬品の投与である場合、			JIS· Z· XXXXX:2005「○○○」
当該医療機器は、当該医薬品の承認内容及			3. △△試験
び関連する基準に照らして適切な投与が可			4.1 □□試験
能であり、その用途に沿って当該医療機器			
の性能が維持されるよう、設計及び製造さ			
れていなければならない。	適用(〇〇	認知された規格に従ってリ	JIS T 14971: 「医療機器-リス
	○の場合)	スク管理が計画・実施されて	クマネジメントの医療機器へ
条件付款	適用の場合	いることを示す。	の適用」
_			

(放射線に対する防御)		当該条項への該当性が「不適用」	の場合 
第11条 医療機器は、その使用目的に沿って、治療及び診断のために適正な水準の放射線の照射を妨げることなく、患者、使用者及び第三者への放射線被曝が合理的、かつ適切に低減するよう設計、製造及び包装されていなければならない。	不適用	放射線を照射する機器ではない。  別添「基本要件基準の基本的 考え方」を参考に適正な理由 を記載	不適用の場合は斜め線とする
2 医療機器の放射線出力について、医療上 その有用性が放射線の照射に伴う危険性 を上回ると判断・・・・・	:	•	

		第 16 条の記載例(認証基準の場合	<u>^</u>
(性能評価)	<u> </u>	214 2 2 3 14 1 HD 124 2 (HD HDD 1 1 1 2 392 1	
第16条 医療機器の性能評価を行うために	適用	認知された基準に従ってデ	医療機器の製造販売認証申請
収集されるすべてのデータは、薬事法(昭		ータが収集されたことを示	について□第2の1別紙2(薬
和三十五年法律第百四十五号)その他関係		す。	食発第 0331032 号: 平成 17 年 3
法令の定めるところに従って収集されなけ			月 31 日)
ればならない。	i_		
2 臨床試験は、医療機器の臨床試験の実施	不適用	臨床試験を必要とする機器	
の基準に関する省令(平成十七年厚生労働		ではない。	
省令第三十六号)に従って実行されなけれ			
ばならない。			

#### 【記載事項等】

#### 1. 基準名

基準名を記載

- 2. チェックリストの「当該機器への適用/不適用」欄
  - ・条項別に「適用」、「適用(〇〇〇の場合)」又は「不適用」を記載(第一章は全ての医療機器について「適用」で、第二章は、別紙3『基本要件基準の基本的考え方』等を参考に該当するものを記載)
  - ・「適用(○○○の場合)」の場合、該当する際の条件等を○○に記載
- 3. チェックリストの「適合の方法」欄
  - ・「適用」又は「適用(○○の場合)」の場合:別紙1等に基づいて必要事項を記載
  - ・「不適用」の場合:別紙3『基本要件基準の基本的考え方』の不適用の場合の理由欄を参考に適切な不適用の理由を記載
- 4. チェックリストの「特定文書の確認」欄
  - ・「適用」又は「適用(○○の場合)」の場合:適合を示すための特定文書を別紙1に示す書式に従って記載
  - ・「不適用」の場合:記入不要(該当セルを斜線とする)
- 5. その他

当該要綱において、"□"は全角スペース、"·"は半角スペース (MS Word において、「編集記号」を「表示する」に設定した場合、全角スペースが"□"、半角スペースが"·"として表示されます)

# 【別紙1】「適合の方法」欄及び「特定文書」欄の記載例(適用の場合)

■第6条、第16条以外			
記載する特定文書		「適合の方法」欄	「特定文書の確認」欄
厚生労働省令 169 号	_	要求項目を包含する認知された基準	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理
の記載方法		に適合することを示す。	の基準に関する省令(平成 16 年厚生労働省令第 169 号)
JIS T 14971	_	認知された規格に従ってリスク管理	JIS·T·14971:「医療機器-リスクマネジメントの医療機器
の記載方法		が計画・実施されていることを示す。	への適用」
工業規格の記載方法	全項目へ	認知された規格に適合することを示	JIS· T· XXXXX: 「○○○○
(JIS、ISO/IEC 等)	の適合	す。[注1]	
	特定項目	認知された規格の該当する項目に適	JIS· Z· XXXXX:2005 「○○○○」
	への適合	合することを示す。[注2]	3. △△試験
			4.1.□□試験
基準の記載方法	全項目へ	認知された基準に適合することを示	[例 1] 通知
(省令、告示、通知等)	の適合	す。[注1]	○○○基準(薬食発第 XXX 号: 平成 XX 年 X 月 X 日)
			[例 2]省令、告示等
			○○○基準(平成 XX 年厚生労働省告示第 XX 号)
	特定項目	認知された基準の該当する項目に適	[例 1] 通知
	への適合	合することを示す。[注2]	○○○基準(薬食発第 XXX 号:平成 XX 年 X 月 X 日)
			a)· 🗆 🗆 試験
			[例2]省令、告示等
			○○○基準(平成 XX 年厚生労働省告示第 XX 号)
			a)· □□試験
[注 1] 基準と規格の両方を記載する場合 : <mark>認知された基準・規格に適合することを示す。</mark>			

「注2] 基準と規格の両方を記載する場合:認知された基準・規格の該当する項目に適合することを示す。

[注 2] 基準と規格の両方を記載する場合 : <mark>認知された基準・規格の該当する項目に適合することを示す</mark> 。			
■第6条			
記載する特定文	書	「適合の方法」欄	「特定文書の確認」欄
JIS T 14971	_	リスク分析を行い、便益性を検証す	JIS·T·14971:「医療機器-リスクマネジメントの医療機器
の記載方法		る。	への適用」
工業規格の記載方法	特定項目	便益性を検証するために、認知され	JIS· Z· XXXXX:2005「○○○」
(JIS、ISO/IEC 等)	への適合	た規格の該当する項目に適合するこ	3. △△試験
		とを示す。	4.1 □□試験
基準の記載方法	特定項目	便益性を検証するために、認知され	[例 1] 通知
(省令、告示、通知等)	への適合	た基準の該当する項目に適合するこ	○○○基準(薬食発第 XXX 号: 平成 XX 年 X 月 X 日)
		とを示す。	a)· 🗆 🗆 試験
			  「例 2] 省令、告示等
			○○○基準(平成 XX 年厚生労働省告示第 XX 号)
			a)·□□試験
■第16条			
記載する特定文	書	「適合の方法」欄	「特定文書の確認」欄
第1項		認知された基準に従ってデータが収	[認証基準の場合]
		集されたことを示す。	医療機器の製造販売認証申請について□第2の1別紙2(薬
			食発第0331032号:平成17年3月31日)
	_		「承認基準の場合
			医療機器の製造販売承認申請について□第2の1(薬食発
			第 0216002 号: 平成 17 年 2 月 16 日)

## 【別紙2】「特定文書」欄の書式等

特定文書	書式
省令、告示等	{省令/告示標題}({平成00年厚生労働省令第000号})
自	[例] 医療機器及び・・・品質管理の基準に関する省令(平成 16 年厚生労働省令第 169 号)
通知	{通知標題}({薬食発第0000号:平成00年00月00日})
通 知	[例] 医療機器の製造販売認証申請について(薬食発第 0331032 号: 平成 17 年 3 月 31 日)
口木工类担构	JIS· {部門}· {規格番号}: {西曆発行年} 「{規格標題}」
日本工業規格	[例]JIS·T·0601-1:1999「医用電気機器-第1部:安全に関する一般的要求事項」
ISO/IEC 等	{ISO/IEC 等}· {規格番号}: {西曆発行年} 「{規格標題}」
120/1EC 寺	[例] IEC 60601-2-28:1993 「Medical electrical・・・」

- ※ 上記書式の、{…}箇所を該当の特定文書にあわせ記載する。
- ※ 上記の{省令/告示/通知/規格標題}は、原本と同じ標題を記載する。
- ※ 上記書式の、"·"は半角スペースを示す。
  - ・JIS、部門、規格番号間は半角スペース
  - ・ISO/IEC と規格番号間は半角スペース
- ※ 特定文書中の":"は半角文字、"()「」"は全角文字を用いる。